

特定非営利活動法人 まちもびデザイン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちもびデザインと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県八戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「モビリティ（移動）」の観点を考慮したまちづくりのプランニング及び総合的なマネジメントを提言、実施することを目指し、これらを期する諸活動（情報提供、調査・研究、普及啓発等）を通じて、福祉、環境、経済など多様な社会的側面を考慮した持続可能で暮らしやすい地域づくり、総じてまちづくりの活性化を目的とするものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における次の活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥環境の保全を図る活動
- ⑦経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①公共交通を中心に、地域の足となるモビリティの利用を促進する事業
- ②公共交通を中心に、地域の足となるモビリティの質の向上に資する事業

- ③公共交通を中心に、地域の活性化に資する観光地域づくりを促進する事業
- ④交通、福祉、環境、観光、地域づくりに関する教育及び広報事業
- ⑤交通、福祉、環境、観光、地域づくりに関する調査研究及び技術開発事業
- ⑥交通、福祉、環境、観光、地域づくりに関する国内外との交流を促進する事業
- ⑦前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(2) その他の事業

- ①公共交通の回数券、企画乗車券等の販売
- ②役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種として、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体
- (3) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(加入)

第7条 この法人に、会員として加入しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 代表理事は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、理事会の議決を経て別に定める。

(維持費)

第9条 会員は、この会の財務の維持又は活動援助の目的に対し、維持費を納入することができる。

2. 維持費の額は、総会において別に定める。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(脱退)

第11条 この法人を脱退しようとする者は、脱退届を代表理事に提出することにより、任意に脱退することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第13条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち1人を代表権を有する代表理事とし、必要に応じて副代表理事、専務理事等を置くことができる。

(役員を選任)

第15条 理事、及び監事は、総会において正会員の中から選出する。選出の方法は理事会の議決を経て別に定める。

2. 代表理事、副代表理事、及び専務理事は、理事の互選により定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるとき、又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員には、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
2. 以下の事項については、総会への報告とする。
- (1) 事業報告及び活動決算
 - (2) 事業計画及び活動予算
 - (3) 入会金及び年会費の額
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から総会の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合は、正会員に対し、総会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面、FAX又は電子メールをもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 総会に出席した正会員の数
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 入会金及び年会費の額
- (6) 役員を選任及び解任、及び報酬
- (7) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から理事会の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から理事会の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する場合は、理事に対し、理事会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面、FAX又は電子メールをもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールをもって表決することができる。

3. 前項の場合において、書面または電子メールによる表決者又は表決の委任者は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事会の総数

(3) 理事会に出席した理事の数及び、その氏名（書面またはメールによる表決者及び表決の委任者を含む。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した理事の中からその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生ずる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計及び活動決算)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(その他の事業の会計)

第45条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第8章 解散及び定款の変更

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所管庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第48条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、官報及び当団体ホームページ等に掲載して行う。

(雑則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、2013年9月30日までとする。

代表理事	吉田 樹
理事	高橋 学
理事	原 文宏
監事	平松 千穂

3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び活動予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2013年9月30日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 3,000円

(2) 会 費 年額3,000円(全会員)